平成30年6月20日

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る「インボイス光」特別措置

この度の大阪府北部における地震に被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、本地震によって被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施致します。

①災害対策基本法に基づく避難勧告・避難指示発令エリアのお客様、被災に伴う設備の故障によりサービスのご利用ができないことが検知されたお客様

【特別措置】
「サービスが利用できない期間」、または「発令から解除までの期間」が連続して24時間を超えた場合（※１）、お申し出不要で基本料金（※２）を減免いたします。

②災害救助法適用エリアであって被災に伴う建物の損壊、避難等により、実態的にサービスを利用することできなかったお客様

【特別措置】
サービスをご利用できなかった期間（対象期間の日割分）に対して、お客様のお申し出に基づき、基本料金（※２）を減免いたします。

※適用エリア外の場合でも罹災証明書等で確認ができる場合には減免いたします。

③災害救助法適用エリアであって被災に伴う避難で仮住居へ転居されるお客様

【特別措置】
移転の工事費が一度に限り、無料となります。
※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

④災害救助法適用エリアであって建物被災等による廃止をされるお客様

【特別措置】
建物被災等によってレンタル端末機器が未回収となる場合、レンタル機器毀損・紛失に関する損害賠償請求および初期工事費割引の解約金（※３）請求については、対象外となります。
※初期工事費の残債については請求対象となります。

（※１）減免対象となる期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算いたします。（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を減免いたします。）

（※２）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります。ただし、インボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。

（※３）NTT西日本にて光回線の新設をされた際にお申込をされた初期工事費割引の解約金を指します。

■対象エリア（平成30年6月20日現在）
大阪府　大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町の13市町　※今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス　　インボイス光カスタマーセンター（平日９:００～１７:３０）
ＴＥＬ：０１２０-８８１-０８６／携帯・ＰＨＳから　０３－５４４０－３２８２